

令和2年度 5月補正予算 (案) の概要

1. 感染予防、感染拡大防止

59百万円

◆医療機関における医療従事者の新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当を支援

2. 経済影響対策

1,584百万円 (債務負担行為額 11,389百万円)

- ◆事業者向けに国の制度を活用した実質無利子の融資枠を拡充するとともに、大口の 資金需要に対応した融資制度を創設
- ◆事態収束後、国の施策と連動した観光リカバリーキャンペーンを実施
- ◆高知県観光リカバリー戦略の実行に協力いただく旅館、ホテル、タクシー事業者等に 協力金を支給 など

3. 「新しい生活様式」の実践・定着

165百万円 (再掲)

- ◆事業者が行う感染症対策やデリバリーなどの新サービスの展開等に要する経費を支援
- ◆EC(イーコマース)を活用した地域産品の販売促進等を支援

など

5月補正予算(案)の全体像

歳 入

(単位 千円、%)

- Γ. Λ.	令 :	和 2 年 月	 芰	前年度6月補正後	前年度6月比増減
区分	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 一般財源	317,861,952	77,591	317,939,543	307,821,726	3.3
県 税	67,169,162		67,169,162	66,929,728	0.4
地方消費税清算金	32,530,717		32,530,717	27,838,010	16.9
地 方 譲 与 税	15,028,535		15,028,535	14,183,490	6.0
地方交付税等(ア+イ)	188,708,000		188,708,000	185,729,000	1.6
(うち地 方 交 付 税) ア	(174,918,000)		(174,918,000)	(171,027,000)	(2.3)
(うち臨時財政対策債) イ	(13,790,000)		(13,790,000)	(14,702,000)	(△ 6.2)
財調基金取崩ゥ	3,730,620	77,591	3,808,211	2,332,213	63.3
そ の 他	10,694,918		10,694,918	10,809,285	△ 1.1
(2) 特 定 財 源	151,380,491	1,565,475	152,945,966	153,525,315	△ 0.4
国 庫 支 出 金	72,311,528	1,295,517	73,607,045	69,699,294	5.6
県 債 エ	50,431,000		50,431,000	54,976,000	△ 8.3
(うち行政改革推進債・オ 退 職 手 当 債)	(3,000,000)		(3,000,000)	(6,000,000)	(△ 50.0)
減債基金(ルール外分)等 力	4,122,020		4,122,020	6,660,990	△ 38.1
そ の 他	24,515,943	269,958	24,785,901	22,189,031	11.7
総計 (1)+(2)	469,242,443	1,643,066	470,885,509	461,347,041	2.1

県債計 (イ+I:再掲)	64,221,000		64,221,000	69,678,000	△ 7.8
財源不足額 (ウ+オ+カ:再掲)	10,852,640	77,591	10,930,231	14,993,203	△ 27.1

(単位 千円、%)

歳出

				<u> </u>	立 113、707
□ A	令 和 2 年 度			前年度6月補正後	前年度6月比増減
区分	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 経常的経費	365,566,161	1,558,950	367,125,111	354,203,904	3.6
人 件 費	115,669,676		115,669,676	114,126,016	1.4
(うち退 職 手 当 を 除く)	(103,845,942)		(103,845,942)	(102,330,672)	(1.5)
扶 助 費	12,471,011		12,471,011	12,302,757	1.4
公 債 費	65,231,709		65,231,709	65,855,830	△ 0.9
そ の 他	172,193,765	1,558,950	173,752,715	161,919,301	7.3
(2) 投資的経費	103,676,282	84,116	103,760,398	107,143,137	△ 3.2
普通建設事業費	97,134,456	84,116	97,218,572	97,738,237	△ 0.5
補 助 事 業 費	66,380,651	84,116	66,464,767	65,413,539	1.6
単独事業費	30,753,805		30,753,805	32,324,698	△ 4.9
災害復旧事業費	6,541,826		6,541,826	9,404,900	△ 30.4
総計 (1)+(2)	469,242,443	1,643,066	470,885,509	461,347,041	2.1

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

交付金の使途

- 〇 新型コロナウイルス感染症への対応(感染拡大の防止、医療提供体制の整備など)
- 〇 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済や住民生活の支援を通じた 地方創生に資する事業

※第一次配分は地方単独事業が対象。今後、国庫補助事業の地方負担分等に対して第二次配分が行われる予定。

《高知県》 第一次配分見込額 (地方単独事業分) 53.5億円

《主な交付金活用事業》

【単位:百万円】

4月専決等 5月補正 合計

1,109

1.感染予防、 感染拡大防止 ○ 休業等要請協力金 1,000

- 医療機関における医療従事者の特殊勤務手当を支援 59
- 軽症者等宿泊療養施設の体制整備
- 放課後子ども教室の開設時間の延長 3 など

569

1,050

1,033

59

1,602

2.経済影響対策

- 県の新型コロナウイルス感染症対策融資 569
- 大口の資金需要に対応した融資制度の創設
- 宿泊を伴う観光客に対する交通費用の助成 698 (国の「Go To Travel キャンペーン」と連動した高知県観光リカバリーキャンペーンを展開)
- 高知県観光リカバリーキャンペーン協力金 100
- 県産品の販路開拓に向けた展示商談会への出展を支援 26
- 県立学校及び特別支援学校におけるタブレット端末等の整備 など (「GIGAスクール」構想の加速化)

5月補正予算までの交付金活用額

(予備費等を活用して実施し、後日財源更正を行う見込の額を含む)

1,619

1,092

2,711

事業費 2.137百万円

事業費 1,172百万円

事業費 計 3,309百万円

今後の活用予定

- ●県単独融資の後年度負担(保証料補給、利子補給)約110億円(※)
- ●感染拡大の防止や、本県経済のV字回復に向けた必要な施策等

(※) 本県が先行して実施した融資制度について、国の補助対象と することや、交付金による基金造成を認めることについて、 政策提言を実施

- 主要な事業の概要 -

主要事業の概要

・新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者の処遇改善	P 6
・事業規模と資金需要に応じた事業者向け融資制度の創設	P 7
・新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた観光分野の取り組み	Р 8
・高知県観光リカバリーキャンペーン協力金の概要	P10
・「新しい生活様式」の実践・定着に向けた取り組み	P1:
その他の主な事業	P13
高知県における新型コロナウイルス感染症対策一覧	P15
新型コロナウイルス感染症 経済影響への主な支援策	P24
新型コロナウイルス感染症特別経済対策に係る体制強化について	P26

目的

医療機関が実施する、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者に対する特殊勤務手当の支給に要する経費を支援する。

支援スキーム

感染症指定医療機関 入院協力医療機関 帰国者·接触者外来

②:①の支給実績に応じて相当額を支援

①:特殊勤務手当の支給

県

診療等に関わる医療従事者 (医師、看護師等)

※県内で最初の検体検査を実施した 2月17日以降、対応した医療従事者に 対して遡って手当を支給する場合も対象

- ○交付先:県の要請により、患者の入院医療又はその疑いのある者の検体採取等を行う医療機関
- ○交付率:定額(上限額の範囲内で全額支援)
- ○対象経費:特殊勤務手当の支給に要する経費

支援額

- 従事1日当たり3,000円以内
- ただし、以下の作業に従事した場合には1日当たり4,000円以内
 - ・ 患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業
 - ・ 患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業
- **⇒ 極めて過酷な状況下において対応されている医療従事者の処遇改善を図る**

・新型コロナウイルス感染症の影響で売上高等が減少した事業者向けに、県独自の新たな融資制度を創設し、 保証料負担を原則ゼロ、事業者の金利負担を最大4年間実質的にゼロにする制度(利子補給)を実施(3/24~4/22) →県は約120億円の予算を措置することで835億円の融資枠に対応

ポイント①

国の新制度(「全国統一制度」)を活用し、民間金融機関と連携した実質無利子・保証料減免を行う融資制度の予算を増額し、 さらなる資金需要に対応(融資枠:4月専決175億円→5月補正+2,000億円)

ポイント②

「全国統一制度」や日本政策金融公庫等による資金繰り支援を活用してもなお、不足する資金需要に対応するため、多数の従業員 の雇用維持に必要な資金需要のある事業者に対して、民間金融機関と協調した融資制度を創設(融資枠:30億円)

<主な融資制度(新型コロナウイルス感染症対策関連)>

	 全国統一制度(民間金融機関)	日本政策	金融公庫	
<5月補正> →2,175億円 の融資枠に増額	<u>◆5月1日から民間金融</u> 機関で受付中	国民生活事業	中小企業事業	
要件	・最近 1 ヵ月の売上 ▲ 5 %以上 (利子補給要件) ・個人事業主 (小規模に限る) ・中小事業者 売上 ▲ 15% ~ ▲ 20%以上 ※セーフティネット保証4号・5号、危機関連 保証の認定を受けた事業者	・最近1ヵ月の売上 (利子補給要件) ・個人事業主 (小規 ・中小事業者 売上▲	模に限る)	
貸付限度額	3,000万円	6,000万円	3億円	L
償還期間 (据置)	10年以内(5年以内)	15年~20年以	为(5年以内)	
保証料補給	補給割合 1/2または10/10	_	-	
利子補給	全額(当初3年間)	全額(当初3年間)		
利子補給 対象限度額	3,000万円	3,000万円	1億円	

新型コロナウイルス感染症対策 雇用維持促進特別融資

制度のポイント

◆従業員規模の大きい飲食業や宿泊業などの大口の資金需要に対応

【融 資 対 象】 従業者100名以上を雇用している事業者

【要 件】「(ア) 前年(前々年) 同月比売上高が3ヶ月 以上連続して▲80%以上減少

- (イ) その他の実質無利子融資を上限まで活用中
- (ウ) 雇用調整助成金を活用中(申請中含む)

【貸付限度額】 2.5億円

【償環期限】 10年以内(うち据置期間3年以内)

【貸 付 利 率】 金融機関等の審査を経て決定(1.9%以内)

【協調条件】 民間金融機関: 当制度=1:4以内

【保 証 料 率】 全額補給(貸付期間中)

【利子補給率】 1.0%(3年間) 施策の 展開イメージ 新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えて高知県観光リカバリー戦略を策定し、収束後においては、国の施策と連動した観光消費の拡大につながる取り組みを速やかに展開することで、甚大な影響を受けている本県観光需要の早期回復を図る。

フェーズ

本県経済への影響緩和を図るため、国補正予算等を最大限活用し、雇用や事業活動の継続に向けた支援を実施

(休業者等への支援、雇用の維持と事業の継続)

フェーズ

基盤の維持

高知県観光リカバリーキャンペーン協力金の支給 (1対象事業者当たり10万円) 旅館・旅行業等緊急支援事業費補助金で支援 (1事業者当たり補助限度額50万円)

県民を対象にした「自然&体験キャンペーン」のモニターツアーを推進

(自然・体験型観光キャンペーン事業費補助金: 5 県内モニターツアー造成支援事業)

仕事と休暇の両立・滞在型観光の推進(観光拠点等整備事業費補助金: f ワーケーション受入環境整備事業)

、双 7 严护的法市份)

【事業内容】旅行業者経由で、旅行商品を購入した消費者に、代金の1/2相当分の宿泊割引、買い物クーポン券等を

【国事業】Go To Travel キャンパ

を展開。

【目的】 事態収束後、観光業、飲食業 などを対象とし、期間を限定した旅行、

消費需要の喚起を目的としたキャンペーン

(最大一人当たり2万円/泊)

宿泊 割引

旅行業

支援

国のGo To Travel キャンペーン(6月間)



交通費助成

の観光分野の取り組み

-ズ2:需要の回復

Go To Travelキャンペーンと連動した本県独自のリカバリーキャンペーンを展開

※本県独自のインセンティブ施策を追加し、旅先として選んでもらえるよう観光客にアピール

移動に要する交通費の助成及び公共交通機関の利用促進

(自然・体験型観光キャンペーン事業費補助金: 新交通費用助成事業)

※上限5千円/台(人)



+

誘客振興を図るプロモーションやイベントを実施

コンテンツ の充実 WEBを活用し、新たな誘客か、かの企画と連動させた新休日を打ち出し、話題化を図る (例:光曜日、花曜日)

観光施設のオープンに合わせた新たな誘客イベントの企画の推進

(例:新足摺海洋館、ジップライン、モネ光の庭)

Go To Travelキャンペーン 終了後も県独自の 施策を切れ目なく展開



施策例)

誘客イベントの企画 県外観光客向けインセンティフ゛の企画 県外向けフ゜ロモーションのバー・シ゛ョンアッフ゜

等

新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた観光分野の取り組み(2/2)

目的・内容 県民を対象にした「自然&体験キャンペーン」のモニターツアーの企画・造成を支援(90ッアー以上)

観光地の磨き上げや周遊ルート化、県民による情報発信

補助先
県内に本社又は本店を置く旅行会社
補助対象経費

補助率 定額(1旅行商品当たり100千円以内)





観光拠点等整備事業費補助金(🖤 ワーケーション受入環境整備事業 予算額15,000千円)

目的・内容 ワーケーションを国立・国定公園で推進するため、国の補助事業も活用し、旅館、キャンプ場等の受入環境整備を支援

補助先 市町村(2ヶ所で実施予定) 補助対象経費 Wi-Fi環境整備、執務室の整備、デスク等備品購入など

補助率 1/4以内



🧸 例:テレワークやサテライトオフィス等として活用

県内バス借上料、配車料など

自然・体験型観光キャンハ°-ン事業費補助金(🚳 交通費用助成事業 予算額697,984千円)

国の Go to Travel キャンペーンに呼応する形で、本県独自のリカバリーキャンペーンを展開し、

早期観光需要の回復を図る

内容 キャンペーン期間中、県内で宿泊する県外旅行者の誘客に向けて、交通費用を助成

助成対象 高速道路(高速料金)は、1台当たり

鉄道、航空機、高速バス、観光バスなどは、1人当たり

助成額 112,000台(人)相当分 ※上限5千円/台(人)

高知県観光リカバリーキャンペーン協力金の概要

- ○「新型コロナウイルス感染症」の影響により失われた本県の観光需要の早期回復を図ることを目的に、国のGo To Travelキャンペーンと連動した本県独自の「高知県観光リカバリーキャンペーン」を展開
- ○展開にあたっては、高知県観光リカバリー戦略を策定し、<mark>県外からの誘客や県内での移送に協力していただく</mark> 県内事業者に、高知県独自の協力金を支給

1. 対象事業者(協力内容の想定)

<u>感染拡大防止対策及び観光客へのおもてなしの取り組みを</u> 前提に、下記にご協力をいただく事業者

①旅行業者

「例:県内ツアーの造成、県内ツアーの募集チラシへのロゴ掲載 等

②宿泊事業者、住宅宿泊事業者

例:県外旅行会社へのセールス、施設内へのポスター・パンフレット の設置、宿泊客に対するチラシの配布 等

③観光バス、タクシー、レンタカー事業者

例:県内観光情報の提供、国のキャンペーン期間中利用できる クーポン加盟店の紹介・案内 等

(※) 県内に本社又は本店を置く事業者に限る ②の対象事業者に関しては、風営法第2条第6項に該当するものを除く

2.協力金の支給額

1事業者当たり10万円

※対象事業者の申請に基づき、高知県自然・体験型観光キャンペーン実行 委員会から支給

3. 事業規模

対象事業者数1,000社 1億円

※国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用

4. 支給スケジュール

①5月下旬 リカバリー戦略の策定

高知県自然・体験型観光キャンペーン

実行委員会内に事務局を設置

② 6月中旬 協力金申請受付

③ 6月下旬以降 支給開始

10

「新しい生活様式」の実践・定着に向けた取り組み(1/2)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を第一としつつ、社会経済活動との両立を図っていくことが必要
- 政府の専門家会議で示された「新しい生活様式」の実践・定着に向けた取り組みを実施

1. 県民の皆さまへの周知の徹底

◆ 一人ひとりの基本的感染対策や日常生活を営む上での基本的な生活様式などについて様々な媒体によりPRを実施

2. 「新しい生活様式」の実践に取り組む事業者への支援

◆ 事業者における各種取り組みを支援

事業者が行う新サービスの展開等に対する支援

経営支援課 ほか 132,000千円 (一部再掲)

事業者が行う**感染症対策や新サービスの展開等の「新しい生活様式」の実践に要する経費**を支援

【補助率】 3/4以内

【補助対象】 ①感染症対策事業(3密を防ぐ店舗の改装や衛生対策に要する整備等)

②販促・新サービス展開等事業(テイクアウトやデリバリー、通販、商品PR等に要する事業等)

	地域商業再起支援 事業費補助金	旅館·旅行業等 緊急支援事業費補助金	道路旅客運送業等 緊急支援事業費補助金
予算額	45,000千円	45,000千円	42,000千円
補助対象事業者	商業者グループ (5者以上) 商店街振興組合等 (商工団体)	宿泊·住宅宿泊事業者 旅行業者	タクシー事業者 運転代行事業者 バス・路面電車運行事業者
補助 上限額	商業者グループ: 1,500千円 商工団体等: 3,000千円	1事業者:500千円	タクシー: 300千円 運転代行: 200千円 バス・路面電車: 500千円

活用 事例

- ① 店内の間仕切りの設置や席の 間隔を広げる「店舗の改修」
- ② テイクアウト事業のPRチラシや WEBページの作成
- ③ 飲食店が連携して取り組む 「スタンプラリー」等の販促事業
- ① 宿泊施設やオフィス、店舗の 3密防止等に必要な整備
- ② 宿泊施設におけるテレワーク等 の新たなサービスの実施
- ③ 商品・サービスのPR動画作成や 販売プロモーションの実施
- ① マスクや消毒液等の購入やセパレータカーテンの導入
- ② デリバリーサービス等、新しい サービスの実施
- ③ キャッシュレス決済への対応

※緊急事態宣言発令日の令和2年4月7日から遡及適用

食品関連事業者等の

販売促進に対する支援

地産地消·外商課 33,000千円

新型コロナウイルス感染症対応販売促進事業費補助金

①EC等活用促進事業 18,000千円

【補助先】地域商社

(5事業者以上の商品の販売活動を行う者)

【補助率】 3/4以内

【補助対象】EC等を活用し、地域産品の販売促進

活用事例

を行うために必要な経費

ECモールへの出品・出店、ECサイト構築・改修・販促等

②販売促進事業 15,000千円

【補助先】5事業者以上のグループ

【補助率】3/4以内

【補助対象】「新しい生活様式」に対応した販売等の

仕組みの構築と周知に必要な経費

活用事例

飲食店のテイクアウト、デリバリーサービスの情報発信媒体による周知と受発注システム等を組み合わせた新たな仕組みの構築

「新しい生活様式」の実践・定着に向けた取り組み(2/2)

3. 働き方の新しいスタイルの推進

◆ 国の導入支援事業を活用し、民間事業者のテレワーク導入・定着を支援

テレワークに必要なシステム等の導入を支援する企業をご案内しています。 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/152001/2020051300124.html

相談窓口

○ 高知県よろず支援拠点 【県産業振興センター】

小規模事業者等の経営上の様々な課題に対する相談に対応テレワークの導入についても相談を受け付け

電話:088-846-0175

メール: yorozu@joho-kochi.or.jp

○ テレワーク相談センター 【厚生労働省】

テレワークに関する全般的な相談や、働き方改革推進支援助成金 に関する問い合わせに対応

電話:0120-91-6479

メール: sodan@japan-telework.or.jp

○ 高知県デジタル化総合相談窓口 【県産業創造課】

県内事業者のデジタル技術の導入に関する相談窓口

電話:088-823-9751

メール: kochi-iot@ken.pref.kochi.lq.jp



○ テレワークマネージャー相談事業 【総務省】

テレワーク導入に関して総務省が認定する専門家が無料でコンサルティングを実施(WEB会議又は電話)

電話:03-5213-4032

メール: twm@nttdata-strategy.com

国の導入支援事業

IT導入補助金(特別枠)

【経済産業省】

ソフトウェア等のITツール導入を行う中小企業等を支援

【補助率】 2/3

【補助限度額】300千円~4,500千円

【問い合わせ先】 一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

電話:0570-666-424

※1次募集は5月29日(金)締め切り

働き方改革推進支援助成金(テレワークコース) 【厚生労働省】

在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークに取り組む中小企業を支援

【補助率】成果目標達成企業は3/4、未達成企業は1/2

【補助限度額】企業あたり2,000千円~3,000千円

(1人あたり20万円~40万円)

【問い合わせ先】 テレワーク相談センター

電話:0120-91-6479

メール: sodan@japan-telework.or.jp

◆ 高知県庁におけるテレワークの取り組み

・ 予備費を活用し、県職員のテレワークに必要となる機器を整備(6月中に600台を予定)

その他の主な事業

単位:千円

1 経済影響対策

拡

公共交通機関に対する支援 29,553

(バス運行対策費補助金)

県民の日常生活に必要な公共交通を維持するため、路線バスの 運行費用に対する支援を実施する。

補助先:公共交通事業者

補助率:1/2

補助対象:国庫補助路線のバス運行費用のうち、交通事業者が負担

する経費

(中山間振興・交通部 交通運輸政策課)

拡

林業事業体の事業量の確保 26,181

(県営林整備事業負担金・県営林造林事業委託料)

県営林における間伐や作業道の修理等を前倒しで実施することにより、 林業事業体の事業量を一定程度確保し、林業従事者の雇用を維持 する。



(林業振興・環境部 森づくり推進課)

NEW

家畜市場からの子牛の導入に対する支援 34,000

(土佐和牛経営安定対策推進事業費補助金)

子牛の導入意欲の減退は、子牛を生産する繁殖経営や精肉流通 に大きな影響を及ぼすことから、計画出荷にあわせた円滑な子牛の確保 の取り組みに対し支援する。

補助先:高知県農業協同組合

補助率:定額

補助対象:肥育経営体の家畜市場からの子牛の導入に要する費用

(農業振興部 畜産振興課)

拡

県産水産物の消費喚起に対する支援 3,524

(水産物地産地消推進事業委託料)

業務需要の急減により養殖魚や高級魚を中心に県産水産物の 魚価の下落が生じているため、量販店でのキャンペーン等を実施し、 家庭での県産水産物の消費喚起を図る。

委託内容:県産水産物購入者に抽選でプレゼントが当たる

地産地消キャンペーン等の実施

委託先:民間事業者

委託方法:一般競争入札·随意契約

(水産振興部 水産流通課)

拡

輸出拡大のための施設整備に対する支援 56,072 (輸出拡大施設整備等事業費補助金)

輸出先国の市場変化に対応するため、輸出を行う食品事業者等向けに、施設の整備や機器の導入、コンサルティングや認証取得等に必要な経費を支援する。

補助先:県内事業者補助率:1/2以内

補助対象:(1)施設等整備事業

マーケットニーズの変化や食品衛生等の規制に対応するために必要な施設の整備及び機器の導入に要する経費

(2)効果促進事業

迅速な整備のためのコンサルティングや認証取得等に

要する経費

(産業振興推進部 地産地消・外商課)

NEW

県産品の販路開拓に対する支援 26,292

(地域産品販売促進緊急対策事業費補助金)

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている県内の食品 関連事業者が、県産品の販路開拓に取り組む際に必要となる費用の 一部を支援する。

補助先:県内事業者補助率:1/2以内

補助対象:展示商談会出展旅費

(産業振興推進部 地産地消・外商課)

拡

「G I G A スクール構想」の加速による学びの保障 93,265

学習に必要なタブレット端末の整備スケジュールを大幅に前倒しして、 県立中・高・特支への端末整備を今年度中に達成するとともに、緊急時 における家庭でのオンライン学習に必要な機器の整備を実施する。

■学習用タブレット端末の整備計画 (第3期高知県教育振興基本計画より)

	R 2	R 3	R 4	R 5
県立中及び特支(小中) 目標:1人1台端末	小5·6、 中1	中2・3	小3・4	小1・2
県立高 目標:1校40台	9校	11校	R 20	こ前倒し
(175ス分相当)以上 特支(高) 目標:1校10台	4校	1校	R2に前倒し	

(教育委員会 高等学校課)

下線は4/30時点からの変更箇所

1 感染予防、感染拡大防止

分類	主な内容	部局名
	①新型コロナウイルス感染症対策本部の設置(2/13~) → 特措法に基づく対策本部に移行(3/26~) → 特措法に基づく他県との往来自粛等要請(4/3~5/31)、休業要請(4/24~5/6) → 特措法によらない営業時間短縮の協力要請(4/24~5/6)	危機管理部
	②国の「クラスター対策班」の受け入れ(3/3~3/12)	健康政策部
	③ウイルス検査体制の強化 → PCR装置2台(3/4~)、核酸自動精製装置3台(3/10~)、遠心機2台等を追加設置	
	④PCR検査の実施に要する検査試薬、個人防護具等の確保	
 実施済 又は	⑤医療機関における入院患者の受け入れ病床の確保 → 77床(4/27時点)→空床補償により300床まで拡充(予定)	
実施中	⑥入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺(ECMO)等の設備整備を支援	
	②重症者に対応できる医師・看護師等の派遣費用や医師が感染した場合の代替医師確保費用を公費負担	
	⑧休業した医療機関が再開するために必要となる消毒費用等を補助	
	⑨帰国者・接触者外来等の拡充(4病院→24病院(4/27時点))	
	⑩感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来及びその他医療関係機関へのマスクの供給 → <u>約83万枚</u> 配布済み(<u>5/8時点</u> 。今後の追加分は順次配布)	
	⑪帰国者・接触者外来受診、入院医療に係る費用を公費により負担(2/13~)	

下線は4/30時点からの変更箇所

1 感染予防、感染拡大防止(続き)

分類	主な内容	部局名
	②帰国者・接触者外来の設備整備支援→ 簡易ベッド、個人防護服など	健康政策部
	⑬宿泊施設「やまもも」を軽症者等の宿泊療養施設として活用(4/13~)	
	<u> </u>	
	<u> ⑤感染管理専門家による医療機関の実地支援を拡充</u>	
	⑯特別支援学校等の臨時休校に伴う障害児の受け皿の確保 → 放課後等デイサービス事業所の受入拡大・利用児増加にかかる費用を市町村等へ補助(23市町村等)、 長期休暇支援事業の前倒し実施への支援(1町)	地域福祉部
	迎社会福祉施設等へのマスク及び消毒液の供給(マスク: <u>約92万枚</u>)	
実施済 又は	⑱高知県休業等要請協力金の申請受付開始(5/1~)	商工労働部
実施中	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	林業振興•環境部
	⑩クルーズ船寄港時における受入態勢の強化→ サーモグラフィー、ゴーグル、マスク、体温計の配備	土木部
	②クルーズ船寄港時における感染拡大防止策のさらなる充実 → アルコール消毒液準備	
	②幼稚園で使用する保健衛生用品の購入経費への支援(31園) → 子ども用マスク、消毒液等(※保育園・幼保連携型認定こども園については国から直接支援)	教育委員会
	③放課後児童クラブ等の活用による児童生徒の居場所の確保の要請	
	④放課後子ども教室の臨時開設に伴う財政的支援	

下線は4/30時点からの変更箇所

1 感染予防、感染拡大防止(続き)

分類	主な内容	部局名
	③県立学校の臨時休校(<u>5/22まで(各学校からの申し出に基づき、個別に協議の上、一部前倒しで再開)</u>) 及び市町村立学校への臨時休校検討の要請	教育委員会
	☞家庭学習の支援のための授業動画 (小1~高3)を作成し、県教育センターのホームページで公開	
実施済 又は	②特別支援学校へのマスク及び消毒液の供給(2万枚)	
実施中 	②県立施設の休館等→ 文化施設、オーテピア、のいち動物公園、牧野植物園など (5/10まで)	各部局
	②工事現場等における感染予防や3密の回避・対策の徹底	
	<u>版 ①避難所における感染拡大防止のための対策費用を補助</u>	危機管理部
	②情報通信機器を用いた健康観察対象者のフォローアップを実施	健康政策部
	新 ③医療機関における医療従事者の特殊勤務手当を支援 5月補正	
	④高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等における個室化等に要する経費を支援	地域福祉部
実施予定	⑤高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等における感染拡大の防止のための消毒に必要な費用を補助	
又は ! 検討中 !	⑥障害者の在宅就労推進のため、障害者就労支援事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を支援	
	⑦在宅障害者等の地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制の強化	
	⑧学校給食再開に向けて学校給食調理業者が行う職員研修や設備等購入経費を支援	教育委員会
	⑨県立病院における医療従事者の特殊勤務手当の特例の創設	公営企業局

2 情報発信、相談体制の整備

分類	主な内容	部局名
	 	総務部
	②新型コロナウイルス感染症ポータルサイト(県HP内の特設ページ)の開設(2/25~)	
	③新型コロナウイルス感染症対策「こうちふるさと寄附金」の募集開始(4/28~) (ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」の企画ページ内に受入窓口を設置)	
	④新型コロナウイルス感染症対策本部における電話相談ダイヤルの設置(3/3~) (相談件数 <u>2,462件(5/13時点)</u>)	総務部 危機管理部
	⑤新型コロナウイルス健康相談センターの設置(2/4~)(相談件数 <u>14,476件(5/7時点)</u>)	健康政策部
	⑥感染者やご家族など関係者等の心理的ケアを行う、「心のケア相談窓口」を開設(3/10~)	地域福祉部
実施済 又は	⑦各商工会議所等における経営相談窓口の設置(1/29~)	商工労働部
実施中	⑧中小企業の事業資金等に関する相談窓口の設置(2/27~)	
	⑨高知県休業等要請協力金に関する相談窓口の設置(4/23~)	
	⑩農林水産事業者の業況悪化に対応する融資制度の周知	農業振興部 林業振興·環境部 水産振興部
	⑪「新型コロナウイルス感染症対策助け合い寄附金」の創設(4/30~)	会計管理局
	②感染児童の在籍校へのスクールカウンセラーの集中派遣	教育委員会
	⑬高知県警察新型コロナウイルス対策本部の設置(3/2~) → 混乱に乗じた犯罪の予防及び取り締まり	警察本部
実施予定 又は	①通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報及びICT化支援	地域福祉部
	②遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化	
検討中	③在宅障害者について相談支援専門員等の専門職による個別訪問等の支援を実施	4

3 経済影響対策

分類	主な内容	部局名
	①自立相談支援機関等における生活困窮者への相談支援	地域福祉部
	②休業等により収入が減少する方等への支援 → 生活福祉資金貸付の特例貸付(<u>貸付実施4,668件、10億3,996万円(5/14時点)</u>)、母子父子 寡婦福祉資金の貸付	
	③休業等に伴う収入減により住居を失うおそれが生じている方に対する住居確保給付金による支援を実施 225件(5/14時点)	
	④事業を継続するための社会福祉施設等への介護職員等の派遣を支援	
	⑤県内外量販店への県産品の販売応援等の提案 → 売上げに大きな影響が出ている土産物や土佐酒を中心に、県内外量販店へ応援販売を提案	産業振興推進部
実施済 又は 実施中	⑥県内飲食店のテイクアウト・デリバリー支援 → テイクアウトやデリバリーの紹介サイトを高知家のホームページ(4/23~)、SNSで情報発信	
	⑦県の制度融資による支援 「5月補正 → 経済変動対策融資、安心実現のための高知県緊急融資(令和元年度実行分100億円以上の融資枠を 確保)(2/27。)	商工労働部
	確保)(2/27~) → 新型コロナウイルス感染症対策融資制度(3/13~)及び新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度(3/24~4/22)の創設	
	→ 既存融資制度の要件緩和等(3/13~)→ 新型コロナウイルス感染症対策短期融資制度及び新型コロナウイルス感染症対策短期資金利子補給制度 (4/23~4/30)の創設	
	→ 全国統一制度である新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(5/1~)	
	⑧保証付き融資の対象業種の拡大等(3/6以降5回にわたりセーフティネット保証5号の指定業種を順次拡大)→ 現在1,145業種(R2/5/1~R3/1/31)	

3 経済影響対策 (続き)

分類	主な内容	部局名
実施済	⑨国の資金繰り対策 (第2弾)→「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」「特別利子補給制度」の創設、マル経融資の金利引き下げ、危機関連保証(100%保証)の初発動等	商工労働部
又は	⑩国によるサプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓等への支援	
実施中 	⑪国による雇用調整助成金の特例措置の追加実施	
	②国による持続化給付金の申込受付開始(5/1~)	
	⑬県工事の早期発注	各部局
	①児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給	地域福祉部
	②高齢者施設及び障害者施設に対する介護ロボット、ICT機器等の導入を支援	
	③県内事業者の県産品販売拡大の取組みを支援 5月補正 → 「新しい生活様式」に対応した販売等の仕組み作りに対して補助を実施 → 展示商談会出展旅費やイーコマース活用促進に対して補助を実施	産業振興推進部
 実施予定	④事業者が実施する輸出拡大に向けた施設整備への支援 5月横正	
マルピップと 又は 検討中	新 ⑤ 県内飲食店のテイクアウト・デリバリー支援 → 夏季に向けた食中毒対策及び事業に必要な手続きに関する講習会の実施	
	⑥公共交通事業者への支援 5月補正 → 日常生活に必要な公共交通を維持するため、路線バスの運行費用への支援を実施	中山間振興・交通部
	⑦新型コロナウイルス感染症対策雇用維持促進特別融資の創設 5月補正	商工労働部
	⑧商工団体や商業者グループが実施する「新しい生活様式」に対応した感染症対策や販促・新サービス展開等への支援 □5月補正	
	⑨本県への宿泊客に対し、旅行代金の一部を助成 5月補正	観光振興部 20

3 経済影響対策 (続き)

分類	・		
	∭ ⑩県民を対象とした「自然&体験キャンペーン」モニターツアーの企画・造成の支援 5月補正	観光振興部	
	①国立・国定公園におけるワーケーション(仕事をしながら休暇も楽しむこと)を推進するための旅館、 キャンプ場等の受入環境整備の支援 「5月補正		
	②観光客誘致のための大型イベントなどの実施・支援		
	飯 ③高知県観光リカバリー戦略の実行に協力いただく旅館、ホテル、タクシー事業者等に協力金を支給 5月補正		
	⑥事業者が行う感染症対策や新サービス展開等の「新しい生活様式」の実践に要する経費を支援 ^{5月補正}	中山間振興·交通部 商工労働部 観光振興部	
	⑮イベントの中止や外食需要の減少により需要が減退している県産園芸品等の販売促進 ⁵ヲ#エエ	農業振興部	
 実施予定	⑯肉用牛肥育経営者に対する子牛導入に対して支援 5月補正		
又は 検討中	切JAバンク高知による貸付けに対する利子補給の実施		
17(23 1	®県営林における森林整備事業の前倒しによる実施等により、林業事業体の事業量を確保 5月補正	林業振興・環境部	
	ூ原木在庫の一時保管等に対して支援 5月補正		
	⑳需要が減少している養殖魚や高級魚を含む県産水産物の販売促進・消費拡大 5月補正	水産振興部	
	②県立中学校及び県立特別支援学校における1人1台端末、出入力支援装置等の整備 5月横正	教育委員会	
	新 ②県立高校における1校41台端末及び県立特別支援学校(高等部)における1校10台端末の整備 5月補正		
	②県立中・高・特別支援学校の遠隔学習機能の強化 5月補正 → 遠隔学習を行うためのカメラ・マイク・スピーカー等の設置		
			

4 行政手続きや公共調達等の臨時的措置

分類	主な内容	部局名
	①個人事業税の申告期限の延長(3/16→当面の間)	総務部
	②国税及び地方税の徴収猶予の特例制度の実施 (R2年2月からR3年1月末までに納期限が到来するものについて1年間) 個人:個人住民税、固定資産税、自動車税など 法人:固定資産税、自動車税、法人税、消費税など	
	③高圧ガス設備の保安検査、LPガス設備の点検調査等に係る期間の延長 (期間の末日が4/10~9/30の場合に限り4ヶ月延長)	危機管理部
	④液化石油ガス設備士等に係る講習の受講期限の延長(最大1年)	
	⑤国民健康保険、後期高齢者医療制度等の資格取得の届出等が遅延する場合の弾力的な対応	健康政策部
実施済 又は	⑥国民健康保険料等の徴収猶予・減免に関する弾力的な運用	
実施中	⑦第一号介護保険料減免に関する弾力的な運用	地域福祉部
	⑧障害支援区分、要介護認定・要支援認定の認定期間の延長(最大12ヶ月)	
	⑨放課後等デイサービス事業の提供時間等が変更になった際の届出の弾力的な対応 (事後も可)	
	⑩児童扶養手当や特別児童扶養手当等の認定請求等が遅延する場合の弾力的な対応	
	⑪県内各大学において授業料の納期限を延長し、学生等からの支払相談に対応あわせて、家計が急変した学生等に対する給付型奨学金の支給や授業料の減免等の支援制度を周知 (県立大学及び工科大学では、大学独自の授業料減免制度についても周知)	文化生活スポーツ部
	②特定非営利活動法人の事業報告書等の提出が遅延する場合の弾力的な対応	

4 行政手続きや公共調達等の臨時的措置(続き)

分類	主な内容	部局名
	③旅行業の登録の更新手続きに関する弾力的な対応 (対象事業年度の前の決算書類を基にした基準資産額の算定も可(条件あり))	観光振興部
	④旅行業務取扱管理者の定期講習及び旅行サービス手配業務取扱管理者の研修を受講できなかった場合 における弾力的な対応(講習会の受講修了証の事後提出も可)	
	⑮産業廃棄物処理業等の更新手続きに関する弾力的な対応(講習会の受講修了証の事後提出も可)	林業振興·環境部
	⑩水産用ワクチン接種作業への従事に関する弾力的な対応 (講習会未受講者も条件付きで従事を可能に)	水産振興部
	⑪県発注の工事現場を閉所又は建設工事を一時中止する場合等に関して受注者の責によらないこととする取扱い の実施	各部局
実施済	⑱県発注の工事における監理技術者等の配置に関する弾力的な運用(短期間の離任や途中交代等)	土木部
又は 実施中	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	②県発注の物品購入、製造、修繕等における履行遅延等に関して受注者の責によらないこととする取扱いの実施	会計管理局
	②運転免許証の更新手続きが困難な方への弾力的な対応 (有効期間の末日が3/13~7/31の方に限り3ヶ月延長)	警察本部
	②仮運転免許証の有効期間や運転免許試験における技能試験免除期間の延長 (当該期間が4/7~5/6の間を含む場合に限り30日間延長)	
	②自動車教習の受講期間の延長(休校又はやむを得ず中断した期間)	
	❷銃砲刀剣類の一斉検査の実施期間の延長(4/1~5/8→12/31)	

申	請区分		制度名		概 要	支援額	連絡先
個人	生活支援	貸付		緊急小口 資金	収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため の貸付を必要とする世帯に対して貸付	20万円以内 (学校休業等の特例)	お住まいの市町村の社会福祉協議会
				総合支援 資金	失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯 に対して貸付	60万円以内 (20万円/月以内×3月以内)	
			母子父子寡婦? 貸付金		ひとり親家庭等の就業環境が変化し、一時的に就労収 入が減少する場合に生活資金を貸付	10.5万円/月以内	お住まいの市町村
		· · ·	特別定額給付金		基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳 に記録されている者に対して給付金を支給	給付対象者1人につき 10万円	お住まいの市町村
			住居確保給付金		収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うお それが生じている方に原則3ヶ月、家賃相当額を支援	単身世帯:3.2万円/月 2人世帯:3.8万円/月 ※高知市の目安	お住まいの市町村の 自立相談支援機関 (市町村社会福祉協議会等)
			子育て世帯への 臨時特別給付金		子育て世帯の生活支援のための一時金を支給 (申請不要)	対象児童1人につき1万円	お住まいの市町村
		減免	国民健康保険 後期高齢者医 第一号介護	療保険料	一定程度収入が下がった方や世帯を対象に、個人が納める保険料を減免	保険料の減免	お住まいの市町村
			国民年金伢	民 険料	収入が減少し、所得が一定基準相当まで下がった方の 保険料の全部又は一部を免除	保険料の全部 又は一部の免除	お住まいの市町村
学生	その他		高等教育の修 新制度		住民税非課税世帯または準ずる世帯の学生で、世帯の年収が大きく減った方に対し、授業料・入学金の減免及び給付型奨学金を支給	授業料・入学金の減免 及び 給付型奨学金の支給	在学中の各大学又は 日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話:0570-666-301
			県内大学の持に関する支援		県内大学において、授業料の延納や分納等の相談に対応。県立の大学においては大学独自の授業料減免制度も適用	授業料の免除や延納等	在学中の各大学 24

新型コロナウイルス感染症 経済影響への主な支援策(2/2)

申	申請区分		制度名	概 要	支援額	連絡先
個人・法人	生活支援等	納付猶予	国税及び地方税の 徴収猶予等	令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、 事業等に係る収入が前年同期比概ね20%以上減少し、か つ、国税及び地方税を一時に納付又は納入することが困難 な場合、徴収猶予の特例制度を適用	l	・お近くの県税事務所(県税) ・お住まいの市町村(市町村税) ・国税局猶予相談センター(国税) 電話: 087-806-0040
			雇用調整助成金	雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を 助成緊急対応期間中(4/1~6/30)は助成内容や 対象を大幅に拡充	1人1日あたり最大8,330円	・学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金、個人向け緊急 小口資金相談コールセンター 電話: 0120-60-3999
	休		緊急雇用安定助成金			
	業 補 償	助成	小学校休業等対応助成金	小学校休業等に伴う子供への対応により、労働者に有 給休暇を取得させた事業主に対して助成金を支給	1人1日あたり最大8,330円	・雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金はハローワークでも受付
	· [良		小学校休業等対応支援金	小学校休業等に伴う子供への対応により契約した仕事 ができなくなった方に対して支援金を支給	就業できなかった日につき 4,100円/日	・小学校休業対応助成金は 高知労働局でも受付 電話:088-885-6041
事			新型コロナウイルス 感染症特別貸付	売上高が急減した中小企業者等に対して、日本政策 金融公庫等が3年間実質無利子の貸付	国民生活事業:最大6千万円中小企業事業:最大3億円	日本政策金融公庫 高知支店 ·国民生活事業(小規模事業者)
業主	事	貸付	特別利子補給制度	上記に対する利子補給制度	借入後当初3年間 (据置5年以内) 国民生活事業:最大3千万円 中小企業事業:最大1億円	電話: 088-822-3191 ・中小企業事業(中小企業) 電話: 088-875-0281
	業継続		新型コロナウイルス 感染症対応資金	事業者が信用保証協会へ支払う保証料及び金融機 関へ支払う利息を実質ゼロとする貸付	利子補給 当初3年間 最大3千万円	お近くの民間金融機関
	接	給	持続化給付金	月間売上が前年同月比で50%以上減少した中小 企業、フリーランスを含む個人事業者等に対して給付金 を支給	法人:200万円以内 個人事業者:100万円以内	持続化給付金事業 コールセンター 電話: 0120-115-570
		付	原 高知県休業等 要請協力金	休業や営業時間の短縮要請(4/24~5/6)にご協力いただいた飲食店等の事業者に対して協力金を支給	1事業者30万円	高知県協力金 申請手続相談センター (コールセンター) 電話: 088-823-9063

新型コロナウイルス感染症特別経済対策に係る体制強化について

新型コロナウイルス感染症特別経済対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを見据え、経済対策を強力に推し進めることが不可欠
- 対策にあたっては、 ①事業の継続と雇用の維持、②経済活動の回復、③社会の構造変化への対応 という局面に 応じた取り組みが必要

~対策のイメージ~

フェーズ1 事業の継続と雇用の維持 フェーズ2 経済活動の回復

フェーズ3 社会の構造変化への対応

各フェーズを見据えた施策の企画立案・実行

- ■県内経済の実情/事業者ニーズの把握
- ■各種施策の企画立案、着実な実行
- ■国の緊急経済対策等の情報収集、国への政策提言
- ■産業振興計画へのつなぎ など
- ●産業振興推進本部内に「特別経済対策プロジェクトチーム」を設置し、部局を横断して取り組む。
- ●担当室として産業振興推進部計画推進課内に「特別経済対策室」を新たに設置

R2.5.15~

産業振興推進本部

新 特別経済対策プロジェクトチーム

10名体制で 実行

【役割】

- ・関係部の副部長をチーム員 とするプロジェクトチームを設置
- ・大規模または部局横断的施策の企画立案

体制

チーム長 :産業振興推進部長

チーム員 : 関係8部の副部長

事務局長:産業振興推進部

参事【新·兼務】

※事務局:計画推進課特別経済対策室

産業振興推進部 計画推進課

新 特別経済対策室

体制

【役割】

- ・プロジェクトチームの運営や施策のとりまとめ
- ・施策実行に向けての部局間調整

企画監(特別経済対策担当) 兼特別経済対策室長 チーフ、担当 2

26

事務局長を含む

10名体制で実行